

第69回全国植樹祭基本計画策定業務委託(宿泊・輸送等)

公募型プロポーザル募集要領

平成 28 年 7 月

第69回全国植樹祭福島県実行委員会

第69回全国植樹祭基本計画策定業務委託（宿泊・輸送等）

公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国植樹祭は、昭和25年以来、毎年春に国土緑化推進機構と開催地都道府県との共催により開催され、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹が行われる国土緑化運動の中心的行事である。

平成30年に開催される第69回全国植樹祭は、福島県で開催されることが内定しており、本県ではこれを森林再生の目標とするとともに、復興に向けて歩み続ける姿と国内外からの支援への感謝の気持ちを発信するシンボル行事とすることとしている。

このため、平成27年1月に策定した第69回全国植樹祭基本構想を踏まえ、本大会の宿泊・輸送等業務の基本計画の策定に関わる企画を公募型プロポーザル方式により募集し、その中から企画・提案能力のある者を選定する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 第69回全国植樹祭基本計画策定業務（宿泊・輸送等）
- (2) 業務の仕様等 「第69回全国植樹祭基本計画策定業務委託（宿泊・輸送等）仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日より平成29年11月30日まで
- (4) 予算額 415,800円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要領の公表・配布	平成28年7月8日(金)～7月29日(金)
参加表明書の受付	平成28年7月8日(金)～7月15日(金)
募集要領にかかる質問の受付	平成28年7月8日(金)～7月15日(金)
募集要領にかかる質問への回答	平成28年7月22日(金)
企画提案書の受付	平成28年7月8日(金)～7月29日(金)
企画提案書の審査	平成28年8月初旬(対象者に別途通知)
審査結果の通知・公表	平成28年8月上旬
業務委託契約の締結	平成28年8月中旬
成果品の提出	平成28年11月30日(水)

4 参加資格

参加表明書及び企画提案書（以下「参加表明書等」という。）を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とします。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記(1)及び(2)を構成する者のうちいずれかが満たし、さらに下記(3)から(8)までを構成する全ての者が満たしていることを要件とします。

- (1) 福島県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく「第 1 種旅行者」または「第 2 種旅行者」の登録を受けた者であること。
- (3) 過去10年間（平成18年度から平成 27 年度まで）に完了した同種又は類似の大会において、基本計画策定等の受託実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書等の受付期間において福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 参加表明書等の受付期間において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (7) 福島県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税を滞納していない者であること。
- (8) 法人又はその役員が次に掲げる事項に該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - イ 役員に暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。
 - カ 役員が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
 - キ 法人が暴力団員等を雇用していること。
 - ク 役員が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。

5 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、第69回全国植樹祭福島県実行委員会のホー

ムページからダウンロードして入手してください。

ホームページは、「全国植樹祭ふくしま」で検索してください。

なお、第69回全国植樹祭福島県実行委員会事務局（福島県農林水産部全国植樹祭推進室）の窓口又は郵送等での配布は行いません。

6 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により参加表明書等を提出してください。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（単独参加の場合は様式1-1、共同企業体による参加の場合は様式1-2）1部
- ② 誓約書（様式2）1部
- ③ 会社概要（様式3）1部
- ④ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式4）1部
- ⑤ （共同企業体の場合のみ）共同企業体の結成に係る協定書等の写し（任意様式。案でも可。）1部

※ 共同企業体の場合、②から④までの書類については、構成企業ごとに1部提出すること。

(2) 提出期限

平成28年7月15日（金）午後5時まで必着

(3) 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

第69回全国植樹祭福島県実行委員会事務局

（福島県庁西庁舎6階 福島県農林水産部全国植樹祭推進室内）

電話：024-521-8628、ファクシミリ：024-521-7947

電子メール：syokujusai@pref.fukushima.lg.jp

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は配達記録が残る一般書留等とし、平成28年7月15日（金）午後5時まで必着とします。

(5) 参加表明書等提出後の辞退

参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式5）を提出してください。

7 プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式6）を提出し、回答を受けることができます。

(1) 提出期間

平成28年7月15日（金）午後5時まで必着

(2) 提出先

上記6の(3)と同様

(3) 提出方法

ファクシミリまたは電子メールにより提出のうえ、上記6の(3)の申込先に送信した旨を電話にてお知らせください。口頭または電話による質問は受け付けません。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、平成28年7月22日（金）午後5時までに、上記6の(1)の①に掲げる参加表明書を提出しているすべての者に電子メールで回答します。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）正本1部、副本14部
- ② 業務実施スケジュール（様式7）正本1部、副本14部
- ③ 大会概算費用見積書（任意様式）正本1部、副本14部
- ④ 業務実施体制（様式8）正本1部、副本14部
- ⑤ 主任担当者等の経歴等（様式9）正本1部、副本14部
- ⑥ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式4）正本1部、副本14部
- ⑦ 主任担当者等の同種又は類似業務の実績（様式10）正本1部、副本14部
- ⑧ 業務受託見積書（任意様式）正本1部、副本14部

(2) 提出書類の記載要領

① 企画提案書（任意様式）

基本構想及び仕様書に基づき、次の事項に留意して作成すること。

項目	内容
ア 業務推進体制に関する提案	<ul style="list-style-type: none">・業務の推進にあたり、適正な組織体制と人員配置とすること・無理のない円滑なスケジュールとすること・業務全般において、緊急・不測の事態が生じた場合に対応できる体制とすること
イ 招待者管理（受付）に関する提案	<ul style="list-style-type: none">・招待者の名簿作成や招待事務を一元管理できる、効率的かつ実用的な情報管理システムとすること・申込後の変更要望等にも対応できるシステムとすること・個人情報等の情報管理が徹底されているシステムとすること・招待者区分に応じた円滑な受付体制とすること・招待者の行事参加区分を認識する方法を提案すること・本人確認を確実に実施できる受付体制（場所、方法）とすること

項 目	内 容
ウ 宿泊に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典会場や記念植樹会場への利便性に配慮した宿泊施設とすること ・ 宿泊施設のレベル、料金設定を適切にすること ・ 多様な宿泊者のニーズ（シングル利用、定員利用、夕食会場の確保等）に対応できること ・ 公共交通機関の利便性に配慮すること ・ 宿泊予定者からの変更要望等にも対応できること ・ 火災や地震等の災害発生時や救急患者発生時における宿泊施設側の対応が適切かつ確実に提供されること ・ 本大会にかかる輸送計画や視察計画と調和がとれること ・ 宿泊を通して「福島県らしさ」を提供すること ・ 宿泊者に対する「福島県の味（郷土食）」のおいしさ及び食の安全性のPRに繋がること
エ 輸送等に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者区分に応じた、安全・快適かつ効率的な輸送手段とすること ・ 必要となる輸送手段（台数）を確実に確保すること ・ S V I P（天皇皇后両陛下等）の発着時に渋滞・混乱等が発生しないこと ・ 大会参加者及び会場近隣住民等への安全の確保並びに円滑な運行を行うための道路交通対策を提案すること ・ 交通事故や災害、渋滞、車両故障など、緊急時や不測の事態へ対応できる運行管理体制とすること ・ 県内各地から参加する者の利便性に配慮すること ・ 移動時間等を利用して効果的に福島県の観光や復興に取り組む姿をPRできること ・ 駐車場の配置（設置場所）について提案すること ・ 駐車場内に侵入する駐車不許可車両や不審車両等への対応等、駐車場内における安全確保策を提案すること
オ 招待者等への配布物の作成、手配、配布に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典等の円滑な運営を図るために必要な配布物について提案すること ・ 携帯性について遠方からの参加者等に配慮すること ・ 廃棄物を極力出さないこと ・ 福島県の資源（自然や産業・文化、特産品等）を活用した効果的なPRを行うこと

項目	内容
カ 弁当に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「福島県の味（郷土食）」のおいしさ及び食の安全性のPRに繋がること ・弁当やお茶の管理（輸送・保管）及び配布、回収にあたり、衛生面と安全面に十分配慮した管理体制とすること ・緊急時や不測の事態（輸送時の事故等）への対応及び体制について提案すること
キ 視察旅行の実施に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県の魅力を十分伝えるコースを設定すること ・大会後の本県への観光誘客の促進に繋がること ・参加しやすい料金設定や日程・コースとすること ・荒天時への対応・体制等について提案すること
ク 費用に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り少ない費用で最大限の効果をもたらす計画とすること ・本委託業務を履行するための経費の算出、見積価格が妥当であること

- ② 業務実施スケジュール（様式7）
企画提案書の内容を実施した場合のスケジュール、作業工程等を記載すること。
- ③ 大会概算費用見積書（任意様式）
企画提案書に基づき大会を実施した場合の経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容はすべて見積書に記載すること。
- ④ 業務実施体制（様式8）
配置予定の主任担当者等の氏名、分担業務等を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成団体の分担業務を記載すること。
- ⑤ 主任担当者等の経歴等（様式9）
配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。
なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。
- ⑥ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式4）
直近のものから10以内で記入すること。なお、共同企業体の場合は、構成する会社ごとに記入すること。
- ⑦ 主任担当者等の同種又は類似業務の実績（様式10）
配置予定者が過去に従事した同種又は類似大会の実績について記載すること。
なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。
- ⑧ 業務受託見積書（任意様式）
本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにすること。

※ 記載全般に関する留意事項

ア 文字サイズは12ポイント以上とする。

イ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。

ウ 用紙は原則としてA4サイズ(縦)とすること。A3サイズを使用する場合には、折り込みとする。

エ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内(表紙を含む)とする。(A3サイズを使用する場合にはA4サイズ2ページとしてカウントする。)

(3) 提出期限

平成28年7月29日(金)午後5時まで必着

(4) 提出先

上記6の(3)と同様

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は配達記録が残る一般書留等とし、平成28年7月29日(金)午後5時まで必着とします。

9 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより行います。

なお、企画提案書提出者が多数の場合、書面による事前審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を限定する場合があります。

(1) 日時

平成28年8月初旬(プレゼンテーション実施対象者に別途通知する)

(2) 場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者に対して別途通知します。

(3) 出席者

配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認めますが、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行ってください。

(4) 実施方法

プレゼンテーションは20分以内とし、ヒアリングを10分程度行います。

(5) その他

プロジェクター、スクリーン等の使用は認めません。

10 審査及び選定方法

プレゼンテーション後、選定者が個別の審査基準に基づき評価採点し、その点数を合計して順位を付け、最も高い合計点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

11 審査結果

- (1) 審査結果は、すべての提案者に文書で通知します。
- (2) 審査経緯は公表しません。
- (3) 審査結果に対する異議申立は受け付けません。

12 契約の締結

上記 10 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結します。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとします。

協議が不調のときは、上記 10 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとします。

13 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とします。
- (2) 上記 4 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等の提出期限後においては、記載内容の変更を認めません。
また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できません。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの事務局の了解を得なければなりません。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第69回全国植樹祭福島県実行委員会に帰属し、無償で当該実行委員会に譲渡するものとします。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとします。
- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しません。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とします。